静岡県告示第252号

道路法(昭和27年法律第180号)第33条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、 同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和4年3月29日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	利便増進誘導区域として指定する区間	図面縦覧場所
県道	沼津港線	沼津市上土町57番地先から	沼津土木事務所
		沼津市上土町80番地先まで	
県道	三島富士線	富士市吉原2丁目203番の8から	富士土木事務所
		富士市吉原2丁目282番の2まで	
県道	吉原停車場吉原線	富士市吉原1丁目88番の4から	富士土木事務所
		富士市吉原2丁目152番の8まで	

2 利便増進誘導区域として指定する期日

令和4年4月1日